

指定訪問介護重要事項説明書

[2024年 6月 1日現在]

1 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	合同会社草加爽風会
代表者役職・氏名	代表社員 長井 香恵
本社所在地・電話番号	埼玉県草加市瀬崎3-31-14-101 048-999-5246
法人設立年月日	2021年8月6日

2 サービスを提供する事業所の概要

(1) 事業所の名称等

名称	訪問介護ハートフルエール爽花
事業所番号	訪問介護 (指定事業所番号1171803081)
所在地	〒340-0022 埼玉県草加市瀬崎3-31-14-101
電話番号	048-999-5246
FAX番号	048-999-5247
通常の事業の実施地域	草加市、草加市に隣接する足立区、八潮市の一部

(2) 事業所の窓口の営業日及び営業時間

営業日 及び事務 営業時間	365日 事務営業時間 10:30~16:30
サービス 提供時間	19:00~翌7:00まで

(3) 事業所の勤務体制

職種	業務内容	勤務形態・人数
管理者	・従業者と業務の管理を行います。 ・従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤 1人
サービス	・訪問介護計画を作成し、利用者へ説明し、	常勤 1人

提供責任者	<p>同意を得ます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス担当者会議への出席等により居宅介護事業者と連携を図ります。 ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握します。 ・居宅介護支援事業者に対して、把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他必要な情報を提供します。 ・訪問介護員の業務の実施状況を把握し、訪問介護員の業務管理を実施します。 ・訪問介護員に対する研修、技術指導を行います。 	非常勤 1人
訪問介護員	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護計画に基づき、訪問介護のサービスを提供します。 	常勤 3人 非常勤 1人

3 サービス内容

身体介護	<p>利用者の身体に直接接触して介助するサービス、利用者のADL・IADL・QOLや意欲の向上のための利用者と共に行う自立支援・重度化防止のためのサービス、その他専門的知識・技術をもって行う利用者の日常生活上・社会生活上のためのサービスを行います。 (排泄介助、食事介助、清拭、入浴介助、体位変換、服薬介助、通院・外出介助等)</p>
生活援助	<p>家事を行うことが困難な場合に、利用者に対して、家事の援助を行います。 (調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受け取り、衣類の整理)</p>

4 利用料、その他の費用の額

(1) 訪問介護の利用料

ア 基本利用料

利用した場合の基本利用料は以下のとおりです。利用者負担額は、原則として基本利用料に対して介護保険負担割合証に記載の割合（1～3割）に応じた額です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。
 ※地域区分別1単位当たりの単価 10.7円（5級地）

【身体介護】

	単位数	1回あたりの料金	自己負担額（1割）	自己負担額（2割）	自己負担額（3割）
20分未満	163	1,745円	175円	349円	524円
20分以上 30分未満	244	2,611円	262円	523円	784円
30分以上 1時間未満	387	4,141円	415円	829円	1,243円
1時間以上1時間 30分未満	567	6,067円	607円	1,214円	1,821円
以後 30分を増すごとに	82	878円	88円	176円	264円

【生活援助】

	単位数	1回あたりの料金	自己負担額（1割）	自己負担額（2割）	自己負担額（3割）
20分以上 45分未満	179	1,916円	192円	384円	575円
45分以上	220	2,354円	236円	471円	707円

(割増料金)

介護認定に関わらず利用時間帯によって共通の料金です。

時間帯	早朝 午前 6:00 ~ 8:00 夜間 午後 6:00 ~ 10:00	深夜 午後 10:00 ~ 翌午前 6:00
割増	25%	50%

(各種加算料金)

介護認定に関わらず共通の加算料金をいただきます。

初回加算	サービス計画を作成し、サービス提供責任者が訪問或いは訪問介護員と同行しサービスを行った場合	200 単位/月
緊急時訪問介護加算	居宅サービス計画書の計画内容にあつて、緊急時に通常のサービスに無い身体介護を行った場合	100 単位/月
特定事業所加算Ⅱ	加算の体制条件、人材要件を満たす場合	1 ヶ月あたりの所定単位数に 10% を乗じた額
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定の要件に沿った賃金改善に関する計画を策定し、実施する場合	1 ヶ月あたりの所定単位数に 22.4% を乗じた額

(2) 交通費

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、訪問介護員が訪問するための交通費の実費をご負担していただきます。

なお、自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、1キロメートル当たり20円を請求します。

(3) キャンセル料

サービスの利用を中止した場合には、次のとおりキャンセル料をいただきます。

ただし、利用者の容態の急変や急な入院等、緊急やむを得ない事情がある場合は請求しません。なお、サービスの利用を中止する場合には、至急、御連絡ください。

御利用予定日の前日までに御連絡いただいた場合	無料
御利用予定日の前日までに御連絡なかった場合	利用者負担額相当分

(4) その他

- ア 利用者の居宅でサービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は利用者のご負担となります。
- イ 通院、外出介助での訪問介護員の公共交通機関等の交通費は、実費相当を請求します。

5 利用者負担額、その他の費用の請求及び支払方法

(1) 請求方法

- ア 利用者負担額、その他の費用は利用月ごとの合計金額により請求します。
- イ 請求書は、利用月の翌月20日までに利用者あてにお届けします。

(2) 支払い方法等

- ア 請求月の事業者が指定する日までに、下記のいずれかの方法でお支払いください。
 - ・現金払い
 - ・事業者が指定する口座への振り込み
 - ・利用者が指定する口座からの自動振替

イ お支払いを確認しましたら、領収証をお渡ししますので、必ず保管して下さい。
(医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。)

6 秘密の保持

- (1) 従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。
- (2) 利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いません。また利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
- (3) 利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要があった場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、家族、介護支援専門員等へ連絡をいたします。

主治の医師	医療機関の名称	
	氏名	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名	
	電話番号	

8 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

9 サービス提供に関する相談、苦情

(1) 苦情処理の体制及び手順

ア サービス提供に関する相談及び苦情を受けるための窓口を設置します。

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりです。

- 1 指定訪問介護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。
- 2 提供した指定訪問介護に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 提供した指定訪問介護に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 提供した指定訪問介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(2) 苦情相談窓口

- ・事業所受付・・・電話 080-6529-1903 (10:30~16:30)
担当者 長井 香恵
- ・草加市役所・・・電話 048-922-0151 (8:30~17:00)
担当 長寿・介護福祉課 (土、日、祝を除く)
- ・八潮市役所・・・電話 048-996-2111 (8:30~17:00)
長寿介護課 (土、日、祝を除く)
- ・埼玉県国民健康保険団体連合会・・・電話 048-824-2568 (8:30~17:00)
担当 介護サービス苦情相談窓口 (土、日、祝を除く)
- ・足立区役所・・・電話 03-3880-5111 (8:30~17:00)
担当 介護保険課事業者指導係 (土、日、祝を除く)
- ・足立区基幹地域包括支援センター・・・電話 03-6807-2460 (9:00~17:00)
担当 包括支援課 (土、日、祝を除く)
- ・東京都国民健康保険団体連合会・・・電話 03-6328-0117 (9:00~18:00)
担当 介護福祉部介護相談窓口 (土、日、祝を除く)

10 福祉サービス第三者評価の実施状況

実施の有無 有 無

直近の実施日	
評価機関名称	

11 サービスの利用に当たっての留意事項

サービスのご利用に当たってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1) 訪問介護員はサービス提供の際、次の業務を行うことができません。

ア 医療行為

イ 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書の預かりなど、金銭に関する取扱い

ウ 利用者以外の家族のためのサービス提供

エ 日常生活を営むのに支障がないもの（草むしり、花木の水やり、犬の散歩等）

オ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供（家具・電気器具等の移動等、大掃除等）

(2) 金品や飲食物の提供などはお断りいたします。

(3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員又は当事業所の担当者へご連絡ください。

附則

令和3年10月1日制定、同日より施行

令和4年10月1日制定、同日より施行
令和5年4月1日制定、同日より施行
令和6年4月1日制定、同日より施行
令和6年6月1日制定、同日より施行

年 月 日

指定訪問介護の提供開始に当たり、利用者に対して、重要な事項を説明しました。

事業者
所在地 埼玉県草加市瀬崎3-31-14-101
法人名 合同会社草加爽風会
代表者名 長井 香恵

説明者
事業所名 訪問介護ハートフルエール爽花
氏名 長井 香恵 印

私は、事業者から重要な事項の説明を受け、サービスの提供開始について同意しました。
。

利用者 住所
氏名 印

(代理人) 住所
氏名 印